

酒田市ごみ処理基本計画

中間見直し版

令和3年3月

酒 田 市

目 次

第1章	計画の中間見直しにあたって	1
1	計画中間見直しの背景と目的	1
2	計画の期間	1
3	計画の対象	2
4	計画の位置付け	2
第2章	現状と課題	3
1	現行計画前半期の状況	3
(1)	「酒田市ごみ処理基本計画」における目標値と進捗状況	3
(2)	施策の実施状況	9
2	ごみ処理の体制	12
(1)	収集運搬	12
(2)	中間処理	12
(3)	最終処分	12
3	ごみ処理の概要	13
(1)	ごみ処理	13
(2)	資源回収	13
4	ごみ減量に向けた具体的施策実績	14
(1)	紙類資源回収事業	14
(2)	資源再利用運動事業	14
(3)	生ごみ処理機普及事業	14
(4)	使用済小型家電の回収事業	14
(5)	古着の回収事業	15
(6)	ごみステーション整備支援事業	15
(7)	施設見学の実施	15
(8)	ごみ研修会・出前講座の実施	16
(9)	ごみ減量関係広報等の発行、掲示	16
(10)	ごみ出しカレンダーの配布	16
(11)	粗大ごみ等の処理手数料の改定	16
5	ごみの組成の現状	17
6	課題	18
(1)	基本方針1 ごみの発生量をできる限り少なくする取り組みの推進	18
(2)	基本方針2 ごみをできる限り再使用・リサイクルする取り組みの推進	18
(3)	基本方針3 ごみの適正処理の推進	19

第3章	計画の方向性及び施策	20
1	基本目標	20
2	基本方針	21
3	中間見直しにあたっての人口・ごみ排出量の推計	22
(1)	人口の推計	22
(2)	ごみ排出量の推計	22
4	計画の目標値	23
(1)	1人1日当たり家庭系ごみ排出量	23
(2)	家庭系ごみ排出量	24
(3)	事業系ごみ排出量	25
(4)	家庭系・事業系ごみ排出量	26
(5)	リサイクル率	27
(6)	資源回収による回収量	28
5	施策の体系	29
コラム	SDGs(エスディーズ)とは	30
6	基本施策	31
(1)	ごみの発生量をできる限り少なくする取り組みの推進	31
(2)	ごみをできる限り再使用・リサイクルする取り組みの推進	34
(3)	ごみの適正処理の推進	37
7	市民・事業者・行政の役割分担	40
(1)	市民の役割	40
(2)	事業者の役割	41
(3)	行政の役割	42
第4章	計画の推進	43
1	計画の進行管理	43
(1)	計画の進行管理	43
(2)	進捗状況の公表	44
(3)	計画の見直し	44
(4)	国、県及び周辺市町等との連携	44
第5章	策定の経緯	45
1	策定の経緯	45
2	酒田市廃棄物減量等推進審議会委員名簿	46

第 1 章 計画の中間見直しにあたって

1. 1 計画の中間見直しの背景と目的

私たちは、物質的に豊かになる一方で、多量のごみを排出し続けており、そのことが地球環境の悪化をまねいています。

このような状況を受け、国は、循環型社会形成推進基本法の制定をはじめ、廃棄物処理法及び資源有効利用促進法の改正や容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法等の各種リサイクル法の整備を進め、ごみの発生及び排出抑制とともに、リサイクルの促進を図り、資源循環型社会の構築を目指しています。

本市では、平成26年度を目標年度としていた計画を改訂し、平成27年度から令和6年度までの10年間を計画期間とした現行の「酒田市ごみ処理基本計画」を定めています。

今回の中間見直しは、令和元年度を中間年度としていることから改訂以降の過去6年間のごみ排出量の推移や諸施策の検証を行い、更なる持続可能な循環型社会の実現を図るため、目標達成に必要な施策の一部修正を行うものです。

1. 2 計画の期間

本計画の計画期間は、平成27年度から10年間とし、令和元年度を中間年度、令和6年度を目標年度とされています。今回は、この中間年度において、現行計画の後半期である令和2年度から令和6年度の見直しとします。

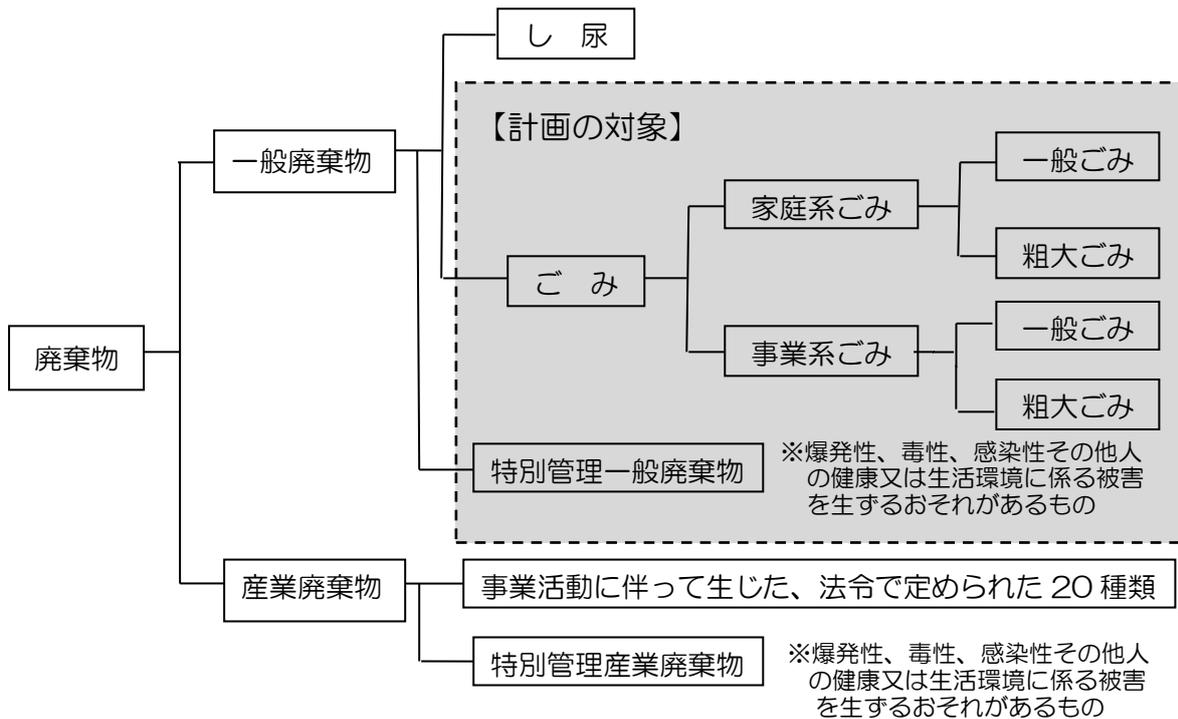
なお、社会情勢の大きな変化や国・県における制度の大幅な変更及び新型コロナウイルス等感染予防による生活様式変化の影響等があった場合には、随時見直しを行うものとします。

◆計画の期間◆

H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
前計画	計画実施期間									
計画改訂	初年度				中間年度					目標年度

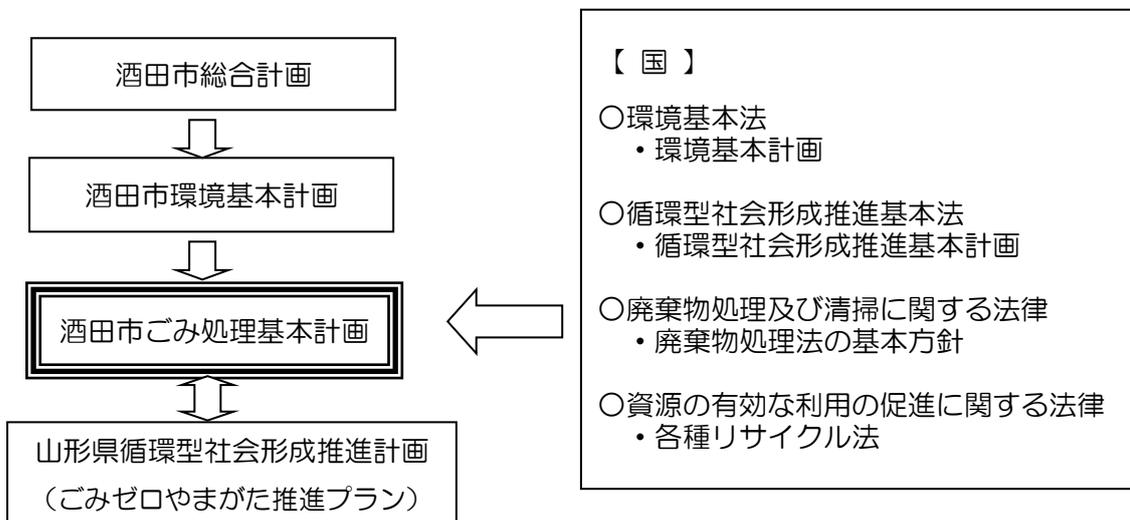
1. 3 計画の対象

本計画の対象は、循環型社会形成推進基本法で定める廃棄物等のうち、一般廃棄物の「ごみ」及び「特別管理一般廃棄物」とします。



1. 4 計画の位置付け

本計画は「廃棄物処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づき、酒田市における一般廃棄物の適正な処理を行うために定める計画です。



第 2 章 現状と課題

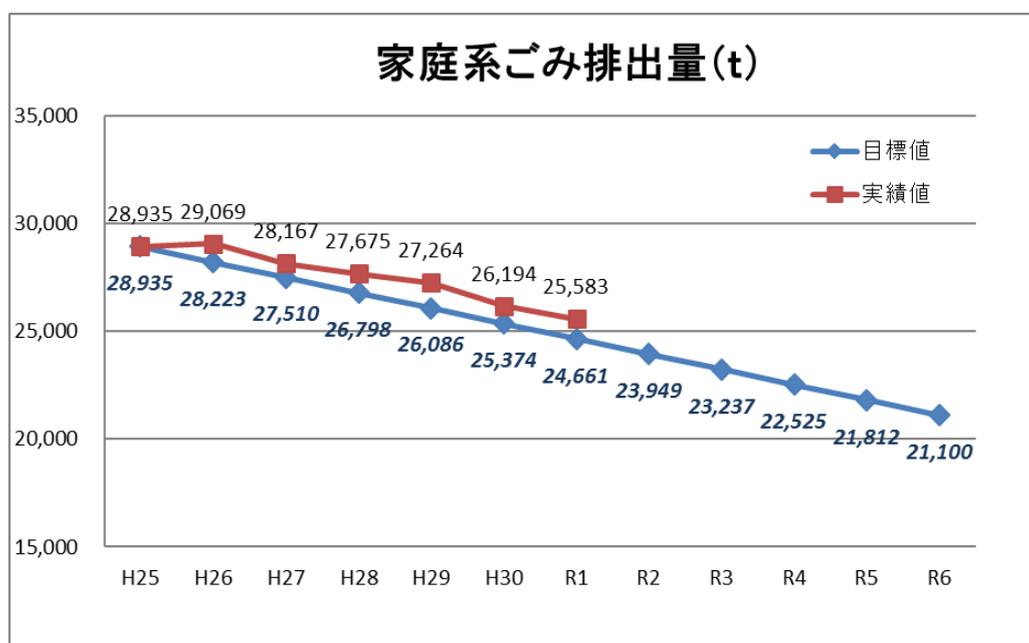
2. 1 現行計画前半期の状況

(1) 「酒田市ごみ処理基本計画」における目標値と進捗状況

平成 26 年度に改訂した現行計画の目標年度である令和 6 年度までの目標値と令和元年度までの進捗状況は次のようになっています。

① 家庭系ごみ排出量

平成 25 年度排出量を令和 6 年度まで 7,835 t 減量する目標

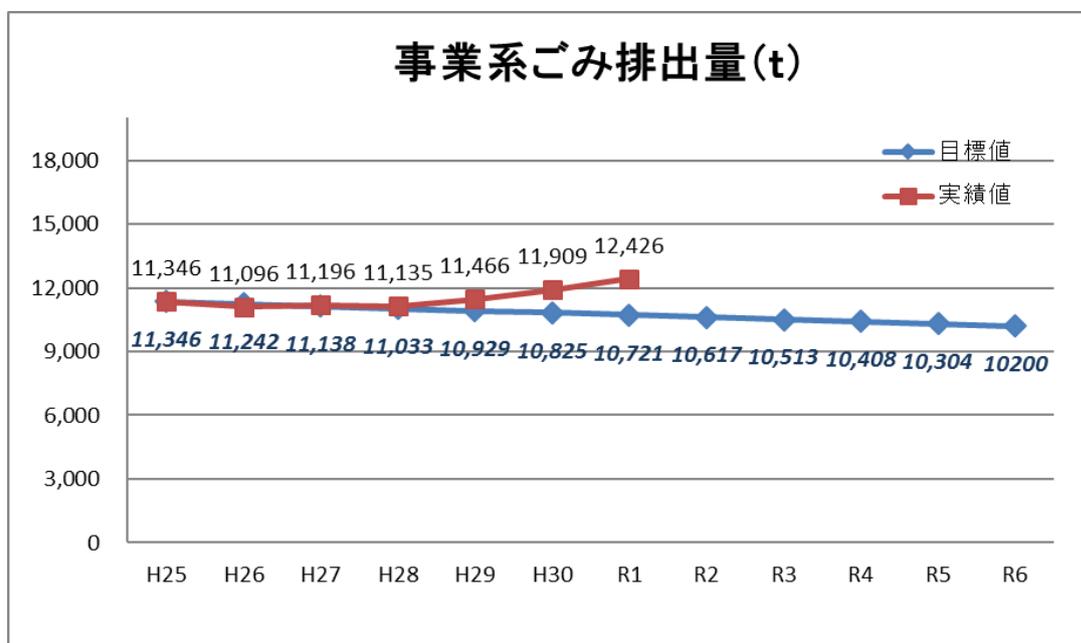


	平成 26 年度	令和元年度	令和 6 年度
目標値	28,223t	24,661t	21,100t
実績値	29,069t	25,583t	-----

家庭系ごみ排出量は平成 26 年度以降減少を続けており、令和元年度は、24,661t の目標に対し 25,583 t となっています。目標達成に向けて紙類資源物との分別をはじめ、さらなる減量の取り組みが必要です。

② 事業系ごみ排出量

平成 25 年度排出量を令和 6 年度まで 1,146 t 減量する目標



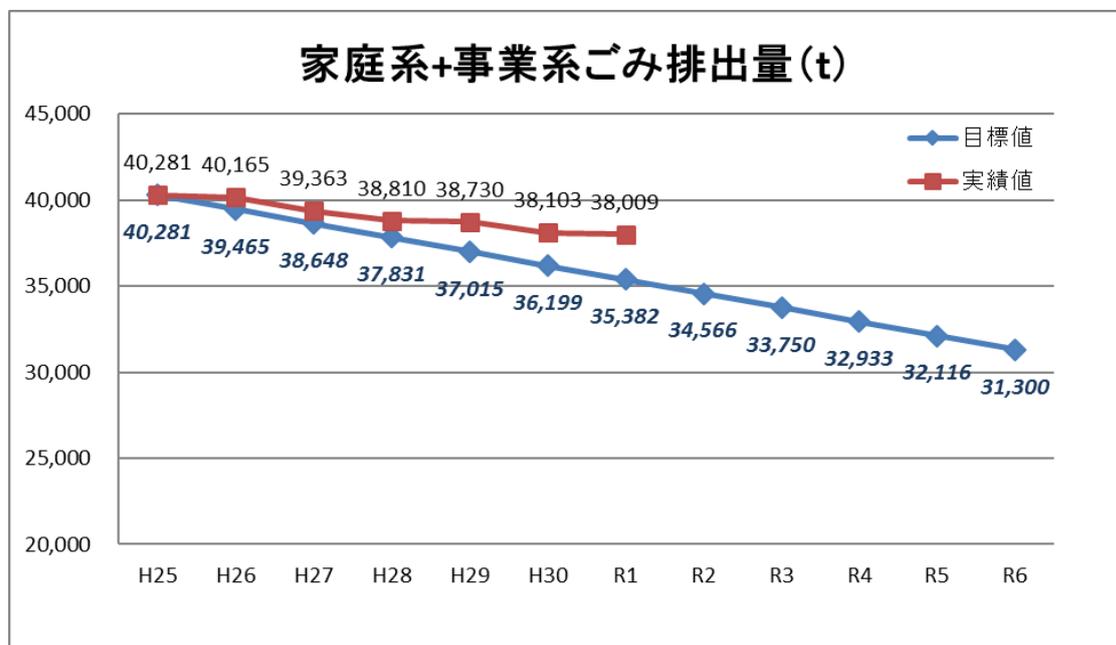
	平成26年度	令和元年度	令和6年度
目標値	11,242t	10,721t	10,200t
実績値	11,096t	12,426t	- - - -

事業系ごみ排出量は平成 28 年度までは減少を続けていましたが、それ以降増加に転じ、令和元年度では 10,721t の目標値に対し、12,426t と増加しています。

事業系ごみは経済活動に伴うものであることから、一般廃棄物の排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）及び再生利用（リサイクル）、資源物への分別徹底等を各事業者との協力により推進することが必要です。

③ 家庭系・事業系ごみ排出量

平成 25 年度排出量を令和 6 年度まで 8,981t 減量する目標

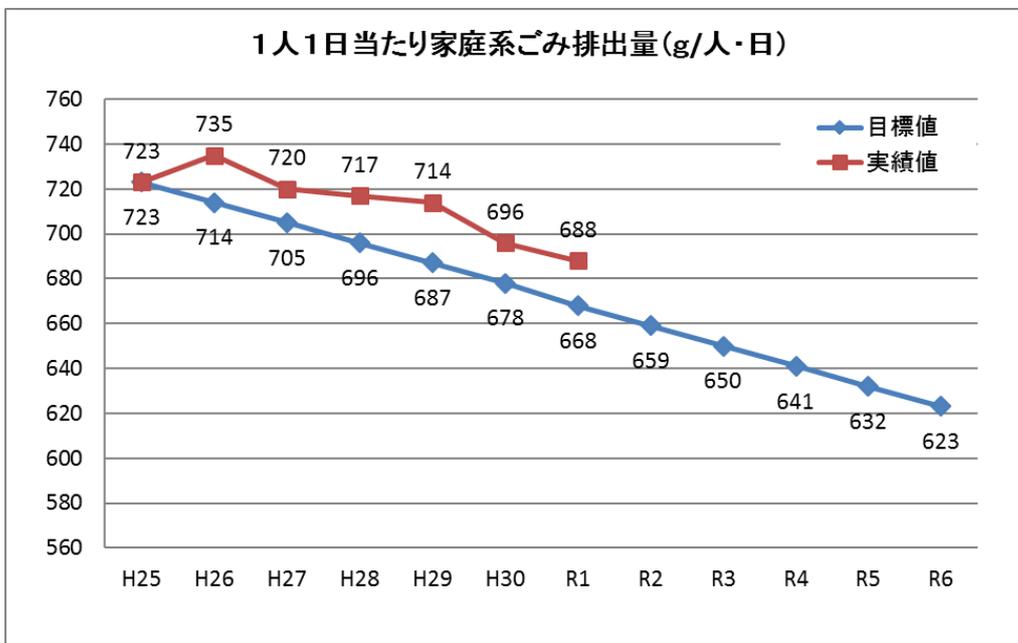


	平成 26 年度	令和元年度	令和 6 年度
目標値	39,465t	35,382t	31,300t
実績値	40,165t	38,009t	- - - -

家庭系と事業系を合わせたごみ排出量は、平成 26 年度以降ゆるやかに減少を続けており、令和元年度の目標値 35,382t に対し 38,009t の実績となっています。前項の家庭系、事業系個々の状況を合わせると、事業系の増加分を家庭系の減少分が上回ることによって全体的には減少傾向となっています。家庭系、事業系ともに共通した取り組みにより、総排出量の減量を図ることが必要です。

④ 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

平成25年度排出量を令和6年度まで100g減量する目標

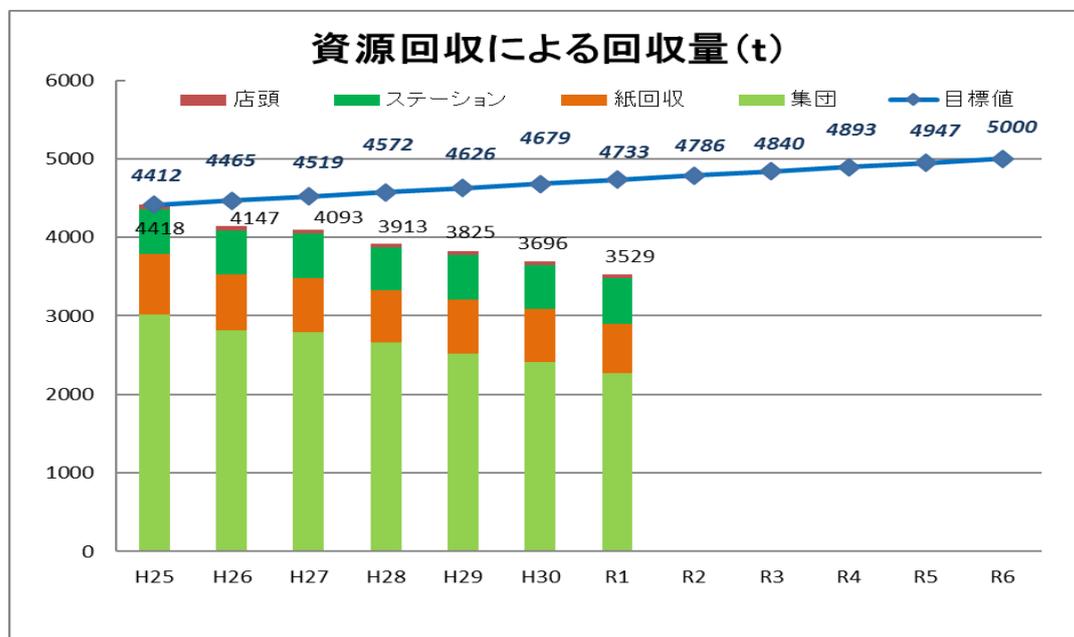


	平成26年度	令和元年度	令和6年度
目標値	714 g	668 g	623 g
実績値	735 g	688 g	-----

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、平成27年度以降は減少を続けており、令和元年度時点では令和6年度までの100g減量目標に対して35gの減量となっています。あと5年間で1年ごとに13gずつ減量する必要があります。

⑤ 資源回収による回収量

平成 25 年度回収量を令和 6 年度まで 588 t 増量する目標



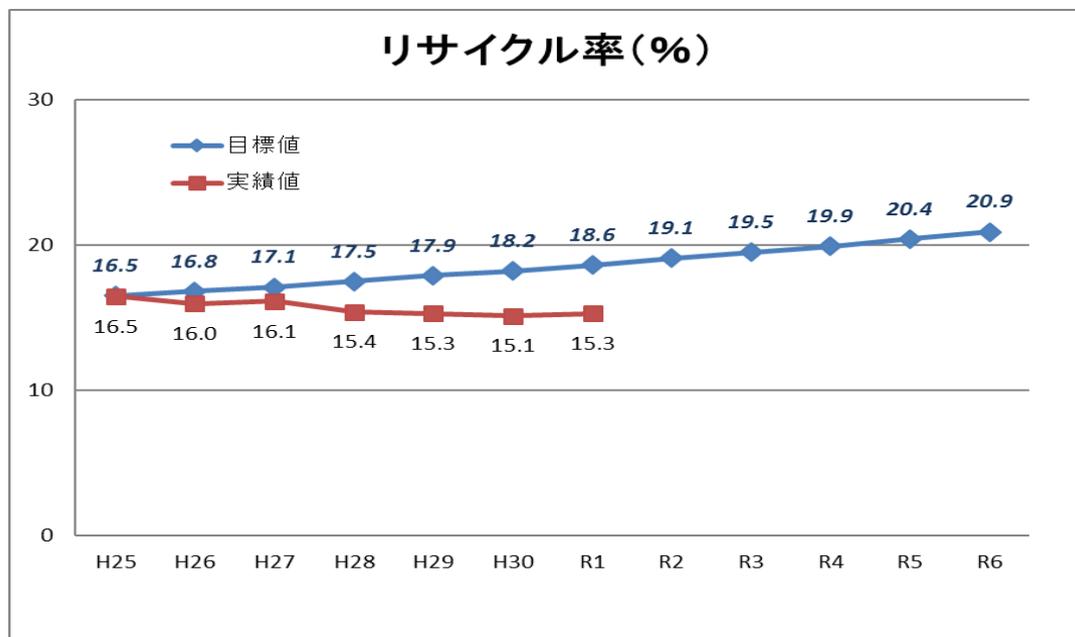
資源回収量：集団資源回収＋紙類資源回収＋資源ステーション回収＋店頭回収

	平成26年度	令和元年度	令和6年度
目標値	4,465t	4,733t	5,000t
実績値	4,147t	3,529t	- - - -

資源回収量は、資源ステーションからの収集量は大きく変化していないものの、集団資源回収量、紙類資源回収量が減少傾向にあるため、総量が減少しています。資源回収量に占める割合は新聞紙や段ボールといった紙類の割合が高いが、燃やすごみに含まれる雑紙等の紙類資源回収量の増加や店頭回収量を増加することが必要です。

⑥ リサイクル率

令和6年度までに平成25年度比で4.4%上昇する目標



$$\text{リサイクル率} = \frac{\text{総資源化量 (資源回収量 + 処理施設回収量 + 溶融スラグ)}}{\text{ごみ総排出量 (家庭系・事業系ごみ + 資源回収量)}}$$

	平成26年度	令和元年度	令和6年度
目標値	16.8%	18.6%	20.9%
実績値	16.0%	15.3%	-----

リサイクル率は計画策定当初からほぼ横ばいで推移しています。この数値はごみ排出量、資源回収量の数値に大きく左右されるものですが、ごみ排出量は緩やかに減少しているにもかかわらず横ばい状態が続いています。資源回収量が年々減少していることがその原因として挙げられます。資源物への適正な分別を進めることが必要です。

⑦ 全般的な進捗状況

令和元年度までの酒田市ごみ処理基本計画の進捗状況は、諸施策の実施と人口減少により総排出量が減少するとともに、1人1日あたり家庭系ごみの排出量が減少しており全体的には、減量が進んでいます。しかしながら、事業系ごみ排出量と資源回収量、リサイクル率は、目標値から乖離しているため、施策の継続した取り組みが必要です。

(2) 施策の実施状況

基本方針1 ごみの発生量をできる限り少なくする取り組みの推進

基本施策	主な取り組み	主な取り組みの実施状況
①家庭系ごみの減量	(ア)効果的な情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ出しカレンダー、広報誌、ホームページ等による分別の徹底とリサイクルに向けた情報提供を定期的に行った。 ・出前講座等によるごみ減量に関する情報提供を継続的に行った。 ・外国人労働者に対する研修会を実施した。
	(イ)環境意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス削減、環境に考慮した製品購入等について、出前講座、ホームページで啓発した。 ・ごみ処理施設見学、まちをきれいにする週間、きれいな川で住みよいふるさと運動等による環境意識の啓発を行った。
	(ウ)生ごみの水きりの徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座、ホームページ、ごみ出し情報により、生ごみの水きりについて啓蒙と推進を行った。
	(エ)家庭系ごみ有料化の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭系ごみ有料化について、先進地の調査等を行った。
②事業系ごみの減量	(ア)事業者への啓発・指導	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者向けの「ごみ出し情報」を商工会議所広報に折込み、排出者責任の周知徹底、適正な区分と処理の啓発、資材の再利用や簡易包装の促進、紙類の資源化等の啓発を行った。
	(イ)施設搬入ごみの手数料見直しの検討	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年10月から粗大ごみ等の収集運搬処理手数料を改定した。 ・令和元年10月から搬入ごみの処理手数料の改定を行った。(10kg108円→150円) (酒田地区広域行政組合扱い)

基本方針 2 ごみをできる限り再使用・リサイクルする取り組みの推進

基本施策	主な取り組み	主な取り組みの実施状況
①リユースの推進	(ア)再使用・繰り返し使用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・マイ箸の持参、リユース食器の使用を出前講座やホームページにより推進した。
②リサイクルの推進	(ア)資源物への分別	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみに混在している紙類の分別啓発に向けた「雑紙分別大作戦」(出前講座等での配布)の発行や布類資源としての分別収集(古着回収)を行った。 ・使用済み小型家電の窓口回収とイベント回収を行い、一定量の回収ができた。
	(イ)堆肥化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭での堆肥化促進に繋がる生ごみ処理機の利用拡大に際し、購入助成を行った。
	(ウ)廃食用油の回収	<ul style="list-style-type: none"> ・廃食用油の回収については、可燃ごみと同時に回収しリサイクル事業者へ売却した。
	(エ)リサイクルプラザの検討	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者のリサイクルショップ等との関係を含め、改めて検討することとした。
③資源回収の推進	(ア)集団資源回収の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ出しカレンダー、広報誌、ホームページ等による集団資源回収団体の増加に向けたPRや雑紙の回収に重点を置いた活動を推進した。
	(イ)拠点回収の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみステーションでの紙類資源回収日の増加、資源ステーションの増設、事業者のステーション利用について、継続して検討することとした。
	(ウ)店頭回収の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・トレイ等の店頭回収の店舗増加や品目拡大について事業者の協力について、継続的に検討することとした。

基本方針3 ごみの適正処理の推進

基本施策	主な取り組み	主な取り組みの実施状況
①分別・収集・処理の適正化	(ア) 分別の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・広報、出前講座、研修会等で適正な分別を周知するとともに、自治会や廃棄物減量推進員など、地域との協働による適正な分別の指導に努めた。 ・蛍光管や乾電池などの水銀使用廃製品の適正な分別回収の実施に向け、周知を行った。
	(イ) 収集・運搬体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみステーションがカラス等により荒らされ、生ごみが散乱する被害の状況を把握するため、収集業者へアンケートを実施し、それをもとに早朝パトロールを実施した。荒らされている原因や対策を分析し、自治会と改善策について協力を得ることができた。
	(ウ) 適正な中間処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ出しルールについて、ごみステーション掲示用の文書を作成し、適正処理の啓発を行った。 ・中間処理段階においては、適正な処理及び資源物の選別を行い、最終処分量の減量に努めた。(酒田地区広域行政組合事業との連携による。)
	(エ) 適正な最終処分	<ul style="list-style-type: none"> ・最終的に埋立処分するものは、適正に処理及び管理した。(酒田地区広域行政組合事業との連携による。)
②処理困難物の適正処理	(ア) 特別管理一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ出し事典やホームページ等において、適正処理の周知を行った。
	(イ) 酒田市では処理できない廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ出し事典やホームページ等において、適正処理の周知を行った。
③不法投棄の防止	(ア) 不法投棄監視体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄監視員と連携したパトロール等の実施や防止看板設置などの啓発活動により、不法投棄の防止・抑制、早期発見に努めた。
	(イ) 不法投棄に対する厳正な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・庄内地区不法投棄防止対策協議会との連携により、重点箇所の現状回復や監視カメラの設置を行った。 ・悪質な不法投棄に対しては警察とも連携しながら対応した。
④災害廃棄物の処理	(ア) 災害廃棄物処理計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・酒田市廃棄物減量等推進審議会へ諮問、答申を受け、令和2年5月に災害廃棄物処理計画を策定した。
	(イ) 市民、事業者、国、地方公共団体と連携した災害廃棄物処理	<ul style="list-style-type: none"> ・酒田市の家庭系ごみの収集運搬事業者と災害廃棄物等収集運搬について協定を締結した。

2. 2 ごみ処理の体制

(1) 収集運搬

酒田市でのごみの区分と収集回数、収集方法は次のとおりです。

○ごみステーション（粗大ごみ除く）

区 分	酒田地区	八幡地区	松山地区	平田地区
もやすごみ 廃食用油	2回/週			
埋立ごみ	8～9回/年	3回/4か月		
資源物	2回/5週	1回/月		
ペットボトル	2回/5週	1回/月		
粗大ごみ	随時（事前申込による個別収集・自分で持込み）			
紙類資源	1回/月	1回/2月	1回/月	
水銀使用廃製品	2～3回/年	1回/4か月		

※収集は委託 ※令和2年度から水銀使用廃製品の分別を開始、埋立ごみの収集回数変更

○資源ステーション

市内9ヶ所に設置した資源ステーションで、紙類・ビン類等を収集しています。

※収集は委託

(2) 中間処理

施設名	処理物	能 力	竣工
ごみ処理施設	もやすごみ	196 t/日 (98 t/日×2基)	平成14年
粗大ごみ処理施設	粗大ごみ	12 t/日	平成14年
リサイクル センター	資源物 ペットボトル 埋立ごみ	40 t/日	平成元年

※運営は酒田地区広域行政組合

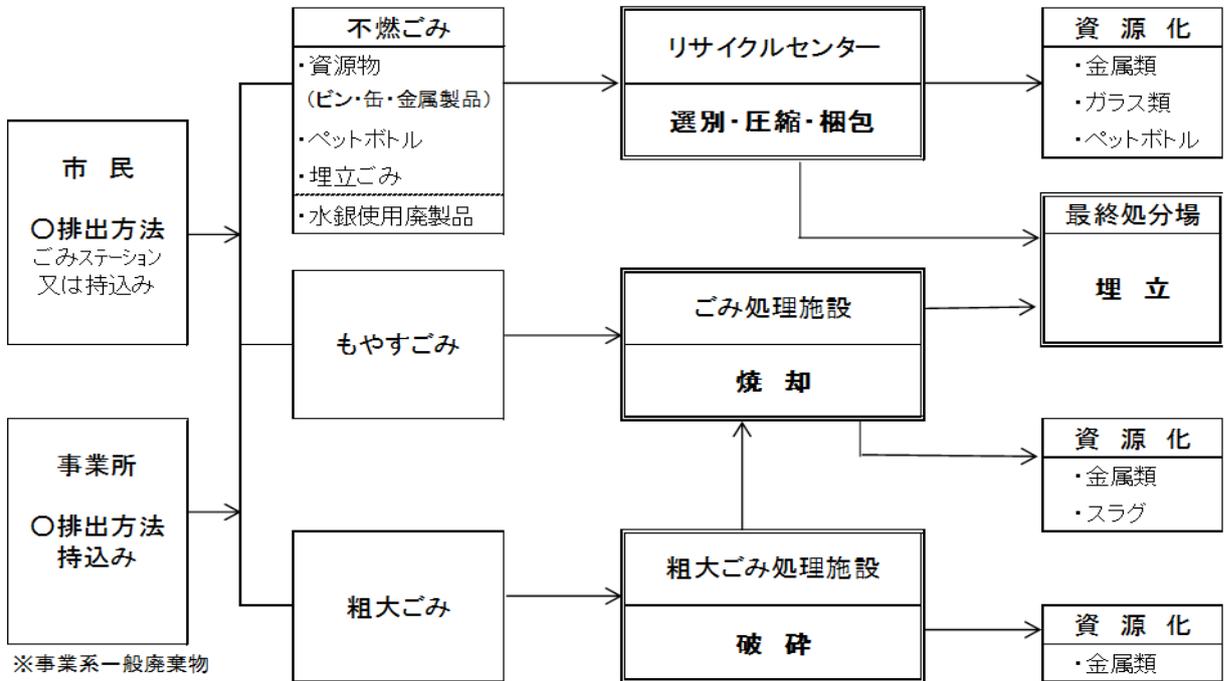
(3) 最終処分

施設名	所 管	埋立容量	残容量	使用開始
北沢最終処分場	酒田地区広域行政組合	366,000 m ³	69,079 m ³	平成3年
新林最終処分場	酒田市環境衛生課	461,087 m ³	47,762 m ³	昭和54年

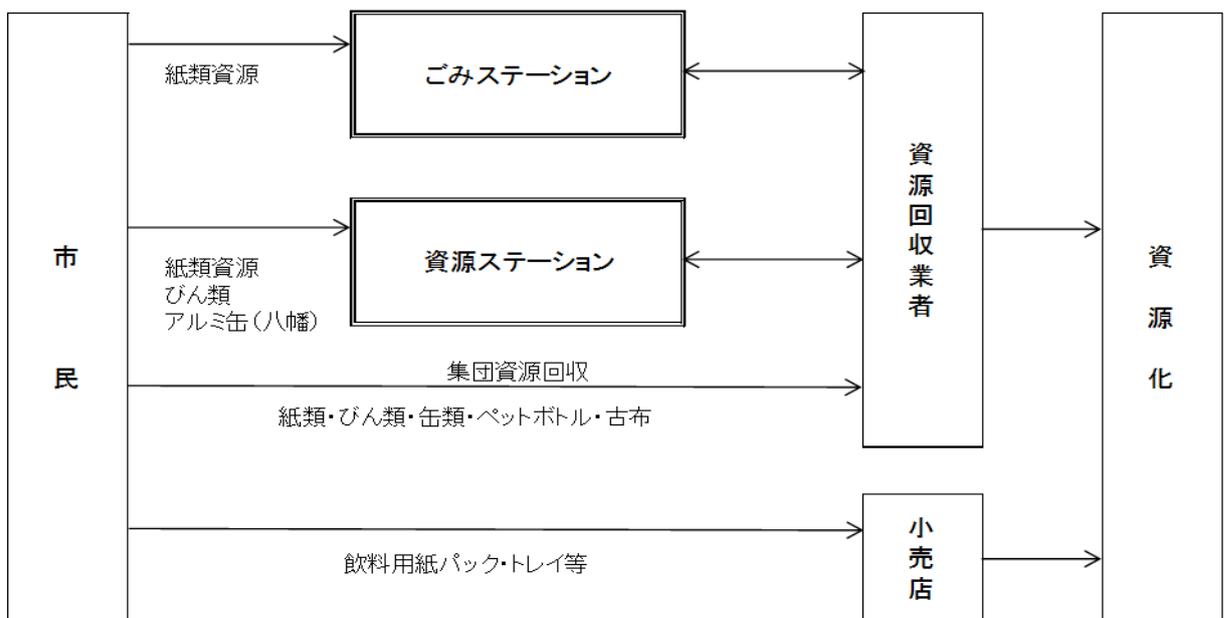
※令和2年3月末現在

2.3 ごみ処理の概要

(1) ごみ処理



(2) 資源回収



2. 4 ごみ減量に向けた具体的施策実績

(1) 紙類資源回収事業

資源ステーションを利用した回収のほか、ごみステーションでの分別回収及び集団資源回収でも、紙類資源の回収を行っています。

回収量：単位トン

	H26	H27	H28	H29	H30	R1
資源ステーション	560	560	544	566	555	578
ごみステーション	706	687	665	686	669	629
集団回収	2,710	2,690	2,556	2,427	2,336	2,195

(2) 資源再利用運動事業

集団資源回収に取り組んでいる団体に報償金を交付しています。

取組実施団体数					
H26	H27	H28	H29	H30	R1
252 団体	258 団体	260 団体	256 団体	257 団体	257 団体

※ 申請団体数

(3) 生ごみ処理機等普及事業

コンポスト・電動式生ごみ処理機の購入者へ補助金を交付しています。

生ごみ処理機補助数						
	H26	H27	H28	H29	H30	R1
コンポスト	21 基	9 基	18 基	11 基	12 基	9 基
電動式処理機	5 基	3 基	8 基	3 基	8 基	10 基
合計	26 基	12 基	26 基	14 基	20 基	19 基

(4) 使用済小型家電の回収事業

平成27年度から使用済み小型家電の回収を行っています。

	H27	H28	H29	H30	R1
8品目	1,915 kg	1,892 kg	1,592 kg	1,838 kg	1,770 kg
54品目			9,400 kg	5,295 kg	7,310 kg
携帯電話					11 kg

(5) 古着の回収事業

平成29年度から小型家電の回収に合わせて古着の回収を行っています。

	H29	H30	R1
15品目	1,950 kg	3,910 kg	5,870 kg

(6) ごみステーション整備支援事業

ごみステーションを整備する自治会へ補助金を交付しています。

ごみステーション整備補助数						
	H26	H27	H28	H29	H30	R1
ごみステーション整備	8件	1件	1件	5件	8件	6件

(7) 施設見学の実施

ごみ処理の実態を周知するため、酒田地区広域行政組合の施設見学を実施しています。

施設見学者												
年度	H26		H27		H28		H29		H30		R1	
	件数	人数	件数	人数								
一般	20	438	17	334	14	278	11	186	10	192	10	147
小学校	41	1,337	40	1,197	37	1,229	35	1,193	32	1,146	33	1,135
合計	61	1,775	57	1,531	51	1,507	46	1,379	42	1,338	43	1,282

(8) ごみ研修会・出前講座の実施

ごみ減量化、リサイクル意識の啓発のため、各種研修会等を開催しています。

出 前 講 座 実 施 数												
年 度	H26		H27		H28		H29		H30		R1	
	回 数	人 数										
一 般	3	43	12	371	18	511	26	581	26	828	26	639

(自治会、コミュニティ振興会等で実施)

(9) ごみ減量関係広報等の発行、掲示

ごみの減量化・リサイクル・適正分別等を啓発するため、情報紙の配布や広報折込み、ホームページでの周知を定期的を実施しています。

- ・「ごみ出し情報」「ごみ分別事典」(リニューアル版)等の発行
- ・市広報コラム掲載
- ・「30・10運動」のポスター掲示(令和元年度97飲食店)、
- ・市役所本庁舎1階表示盤へのお知らせ掲示 等

(10) ごみ出しカレンダーの配布

ごみの収集日と分別区分やごみの出し方の注意事項等を掲載したカレンダーを作成し、各家庭に配布しています。

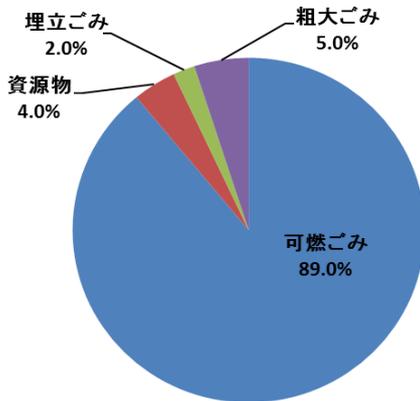
(11) 粗大ごみ等の処理手数料の改定

品目ごとに5区分としている粗大ごみ等の収集運搬時の処理手数料を令和元年10月から改定しています。

また、酒田地区広域行政組合のごみ処理施設に持ち込まれるごみ処理手数料も同様に見直しています。(10kgにつき108円を150円に改定)

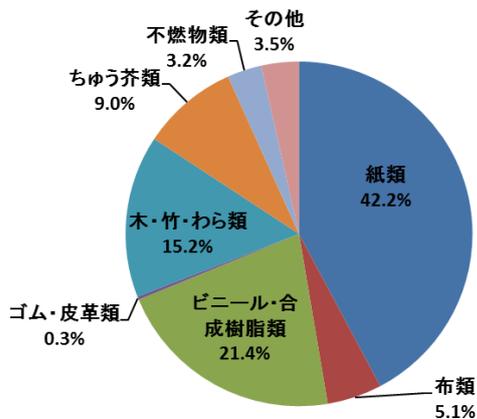
2. 5 ごみの組成の現状

ごみ別構成割合 (R1)



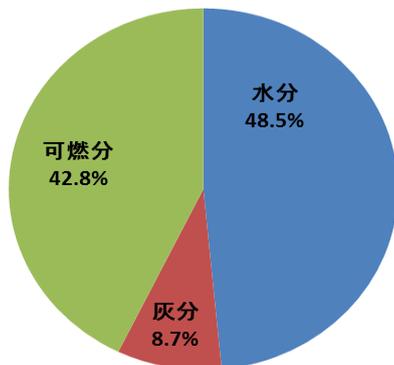
令和元年度に排出されたごみの構成割合は、可燃ごみがおよそ9割を占めています。(家庭系・事業系ごみ)

可燃ごみ組成分類 (R1)



ごみ総量の大部分を占める可燃ごみの組成をみると、「紙類」の占める割合が42.2パーセントと最も高く、次いで「ビニール・合成樹脂類」が21.4パーセントを占めています。

可燃ごみ3成分 (R1)



可燃ごみを「水分・可燃分・灰分」の3成分でみると、水分が48.5パーセントを占めています。

2. 6 課題

(1) 基本方針1 ごみの発生量をできる限り少なくする取り組みの推進

① 家庭系ごみの減量

令和元年度までの「酒田市ごみ処理基本計画」の進捗状況としては、人口減少による総排出量の減少とともに、諸施策の一定の効果として1人1日あたり家庭系ごみの排出量は減少しています。このことから家庭系ごみの減量は進んでいるといえますが、目標達成には、紙類ごみをはじめとした資源物との分別を重点的にした取り組みが必要です。

② 事業系ごみの減量

事業系ごみ排出量は増加傾向にあり、目標から乖離している状況です。事業系ごみは、経済活動に伴うものでもあることから簡易包装や資材の再利用等と合わせ、紙類ごみの分別を推進することや食品ロスの削減に関する啓発活動等、連携した事業者への働きかけにより、総排出量を減量する施策が必要です。

(2) 基本方針2 ごみをできる限り再使用・リサイクルする取り組みの推進

① リデュース・リユースの推進

循環型社会の実現に向けての取り組みとして、ごみを発生させない（リデュース）、繰り返し使用する（リユース）等、廃棄物の発生自体を減らしていく取り組みが必要となり、マイ箸やリユース食器の使用等をさらに啓発、推進していくことが必要です。

② リサイクルの推進

可燃ごみの中身は紙類の占める割合が高いことから、この紙類を資源化する取り組みを家庭系、事業系ともにさらに進めることが必要です。また、レジ袋有料化に伴い、不必要なプラスチックを減らす行動やマイバッグの携帯を促す効果的な普及啓発が必要です。

③資源回収の推進

集団資源回収量とごみステーション回収による紙類資源回収量が減少していることから資源回収量全体が減少しており、資源物の回収方法や拠点回収場所の増加等の検討が必要です。

(3) 基本方針3 ごみの適正処理の推進

①分別・収集・処理の適正化

適正な分別については、広報、出前講座、研修会等で周知するとともに地域との協働により、啓発、指導に努めてきましたが、依然として可燃ごみ、埋立ごみの中にも資源物が混入しているケースがあります。

適切な分別や資源化を周知徹底することが必要です。

また、新型コロナウイルス感染症等の感染防止に配慮した排出方法の周知や収集・運搬事業者に対する業務の継続が出来る体制づくりを指導します。

②処理困難物の適正処理

令和2年度から分別回収を始めた蛍光灯や乾電池などの水銀使用廃製品の分別の適正化や効果的な回収方法等についての検討が必要です。

③不法投棄の防止

不法投棄の防止については、これまでもパトロールや防止看板設置等に取り組んできましたが、後を絶たない状況です。さらに、不法投棄撲滅に向けた取り組み強化が必要です。

④災害廃棄物の処理

災害時に発生する廃棄物の処理方法については、多くの災害が発生する中で災害廃棄物を適正・円滑・迅速に処理し、被災した市民の生活環境の保全と公衆衛生上の支障の防止を図りながら復旧・復興に資するため「酒田市災害廃棄物処理計画」を策定しました。災害発生時には、計画に沿った迅速な対応が必要です。

⑤海岸漂着物等の発生抑制

海岸漂着物等の発生抑制については、国、県等の施策との連携やボランティア活動により取り組んできましたが、関係法令の改正を含め、世界的問題となっていることから発生抑制対策の推進、普及、啓発が必要です。

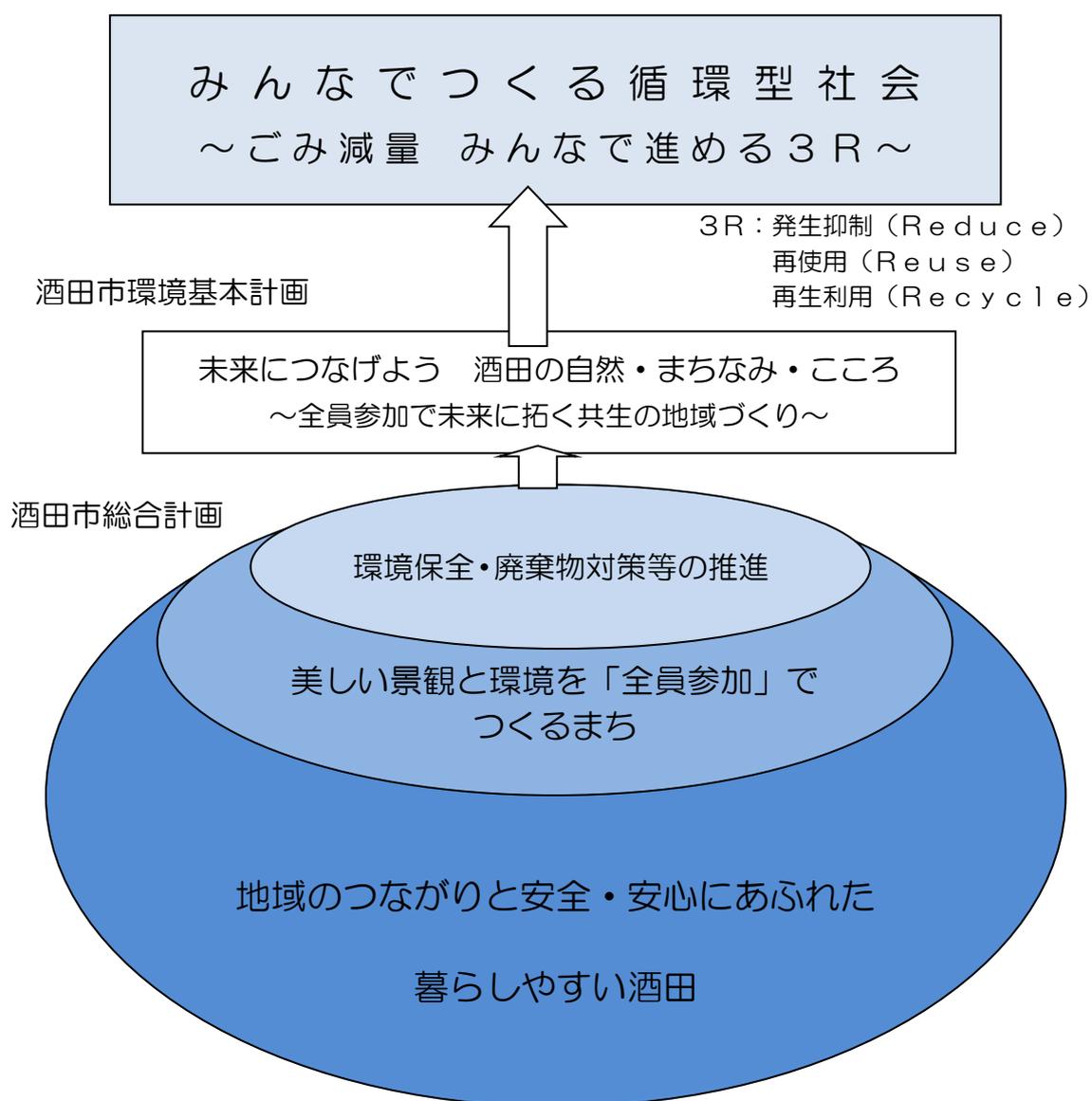
第3章 計画の方向性及び施策

3.1 基本目標

本計画は、酒田市の廃棄物行政の基本的な方向を示すものです。

酒田市では、先人から受け継がれた豊かな自然を守り、市民と自然が共に生きる環境を維持するため、環境にやさしい循環型社会の実現と、そのために、みんなが参加し行動する環境づくりを目指します。

本計画における基本目標



3. 2 基本方針

環境にやさしい循環型社会をみんなで作るため、現行計画の基本方針を中間見直しにおいても継続し、施策や事業を展開していきます。

基本方針 1

ごみの発生量を出来る限り少なくする取り組みの推進

ごみの原因となるものを家に持ち込まない、ものを大切に使う生活をする等の活動を推進し、引き続きごみの発生抑制と分別促進に取り組みます。

また、事業者も「出来る限りごみを出さない」、「より分別を徹底し、資源化に取り組む」、「使い捨て製品の製造販売や過剰な包装はしない」といった活動に取り組みます。



基本方針 2

ごみを出来る限り再使用・リサイクルする取り組みの推進

ごみの分別を徹底して、資源物を回収するほか、集団回収や拠点回収、店頭回収等の充実を図り、資源物のリサイクルに努めます。

また、使い捨てではなく、繰り返し使える製品の使用や不用品交換等と呼びかけ、資源の再使用を図ります。

基本方針 3

ごみの適正処理の推進

ごみの分別、収集、運搬、処分については関係法令の遵守はもとより、安全性に十分配慮します。

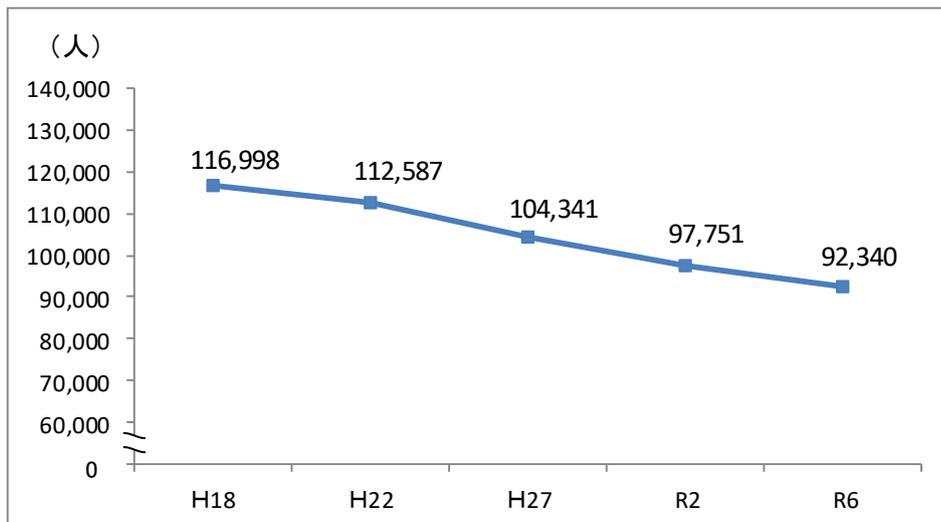
また、不法投棄防止や海岸漂着物等の発生抑制のため、地域と一体となった活動を展開します。

大規模災害時に発生する廃棄物を、迅速かつ適正に処理できるよう、「酒田市災害廃棄物処理計画」の運用を図り、災害時の一般廃棄物処理に備えます。

3. 3 中間見直しにあたっての人口・ごみ排出量の推計

(1) 人口の推計

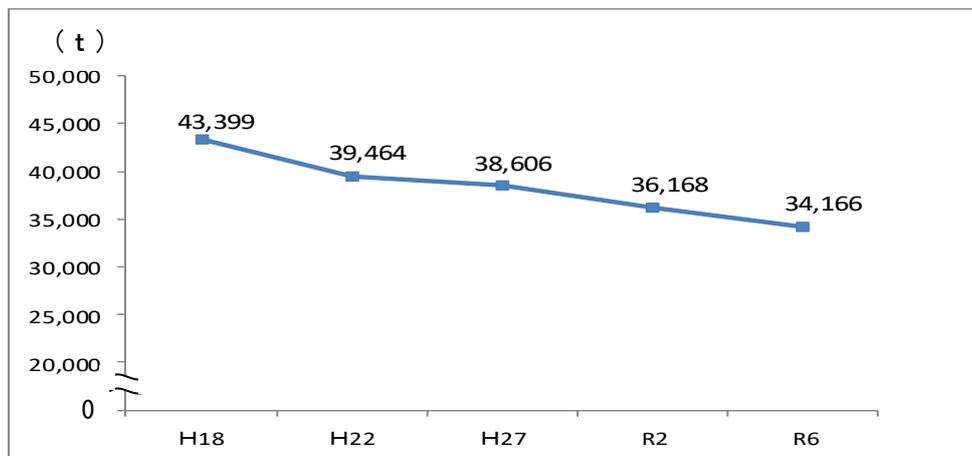
本市の将来人口は漸減傾向が続き、現行計画策定時に平成 25 年現在の推計で、令和 2 年には 97,751 人、令和 6 年には 92,340 人へ減少すると推計されています。



※国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』(H25.3)より

(2) ごみ排出量の推計 (家庭系・事業系ごみ排出量)

人口の減少にともない、ごみの排出量も減少していくと推計されています。



※ごみ排出量 = $\frac{\text{H25 家庭系・事業系ごみ排出量}}{\text{H25 人口}} \times \text{推計人口}$

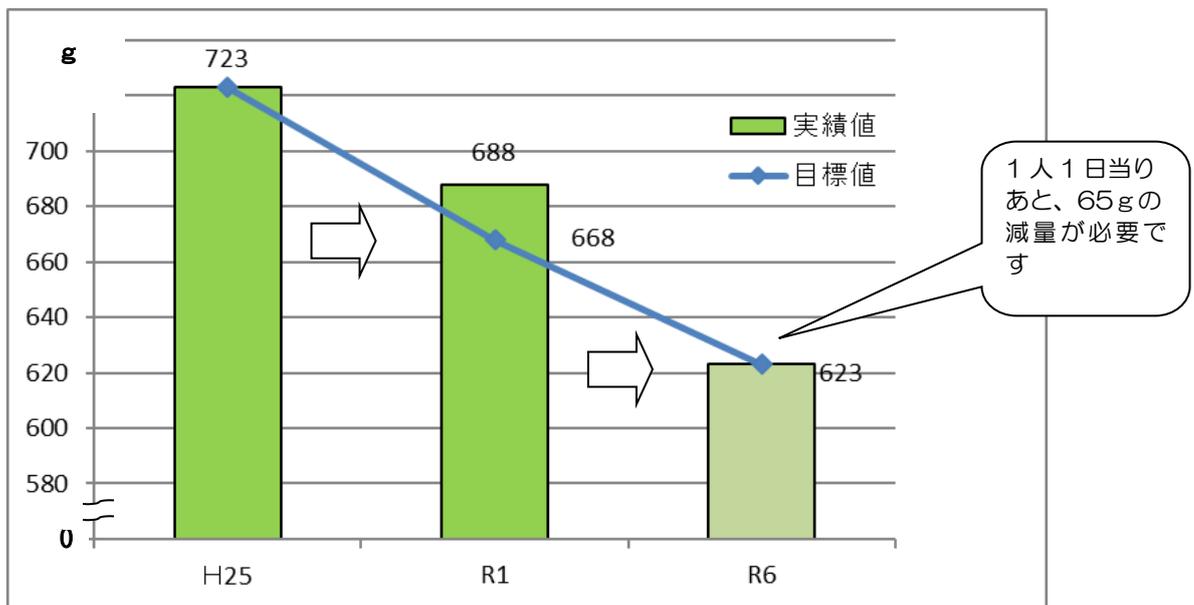
3. 4 計画の目標値

(1) 1人1日当たり家庭系ごみ排出量

山形県では、平成24年3月に策定した「第2次山形県循環型社会形成推進計画」～ごみゼロやまがた推進プラン～で、1人1日当たりのごみ（家庭系・事業系・資源回収）の排出量を、平成21年度の909グラムから目標年の令和2年度までに約1割に当たる89グラム減量し、820グラムとする目標を定めています。

本市では、各家庭から排出される家庭系のごみの1人1日当たり排出量は、平成25年度723グラムとなっており、これを令和6年度の目標年度には623グラムとし、100グラムの減量を目標としています。

今回の中間見直しでは、目標値を変えず5年間であと65グラム（1年ごとに1人1日13グラム）の排出削減を目標とします。

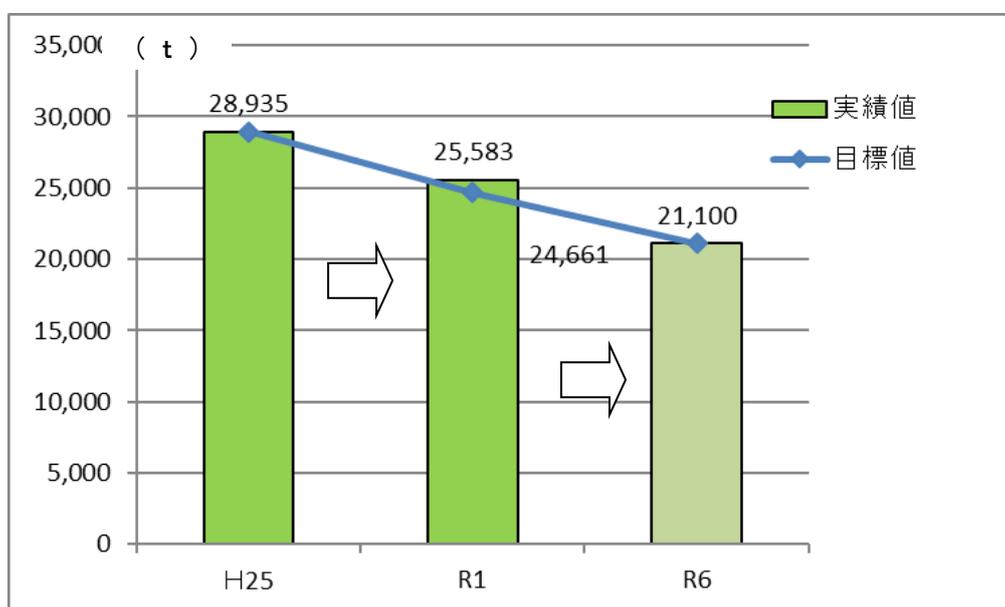


(2) 家庭系ごみ排出量

家庭系のごみ排出量は、平成 25 年度における排出量 28,935 トンから 7,835 トン減量し、令和 6 年度における排出量を 21,100 トンとする目標としています。中間見直しにおいては、1 人 1 日当たりの目標の積み上げとともに、これまで以上の減量が必要ですが、目標まであと 4,483 トンの減量を目標とします。

※令和 6 年度家庭系ごみ排出量

R6 家庭系 1 人 1 日排出量 (623 g) × R6 人口 (92,340 人) × 366 日

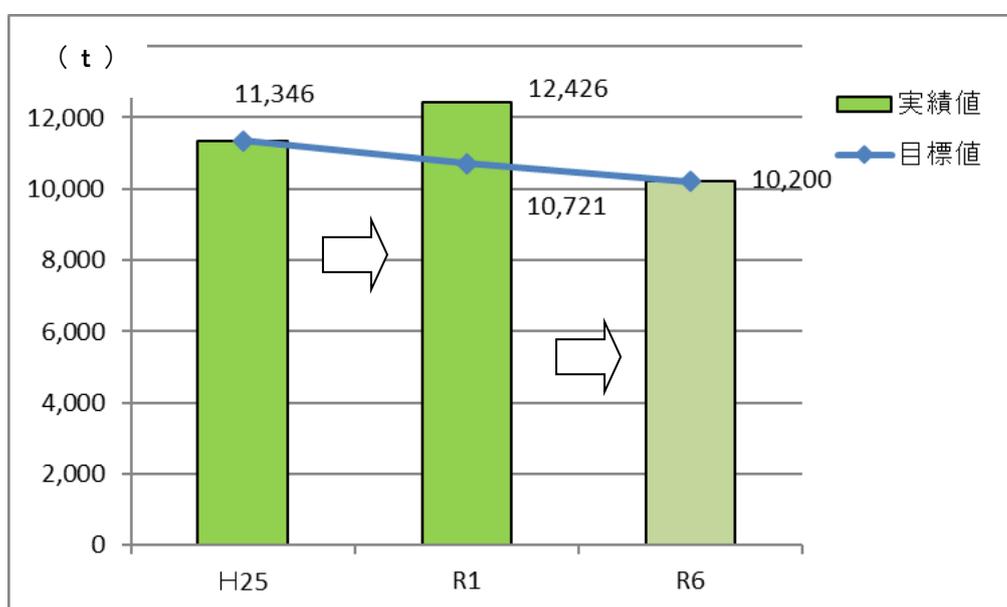


(3) 事業系ごみ排出量

事業系のごみ排出量は、山形県の減量目標と同じく約 1 割の減量とし、平成 25 年度における排出量 11,346 トンから 1,146 トン減量し、令和 6 年度における排出量を 10,200 トンとしています。令和元年度実績は、増加傾向にあります。各事業者との協力により資源物の分別等を徹底しながら 2,226 トンの減量を目指します。

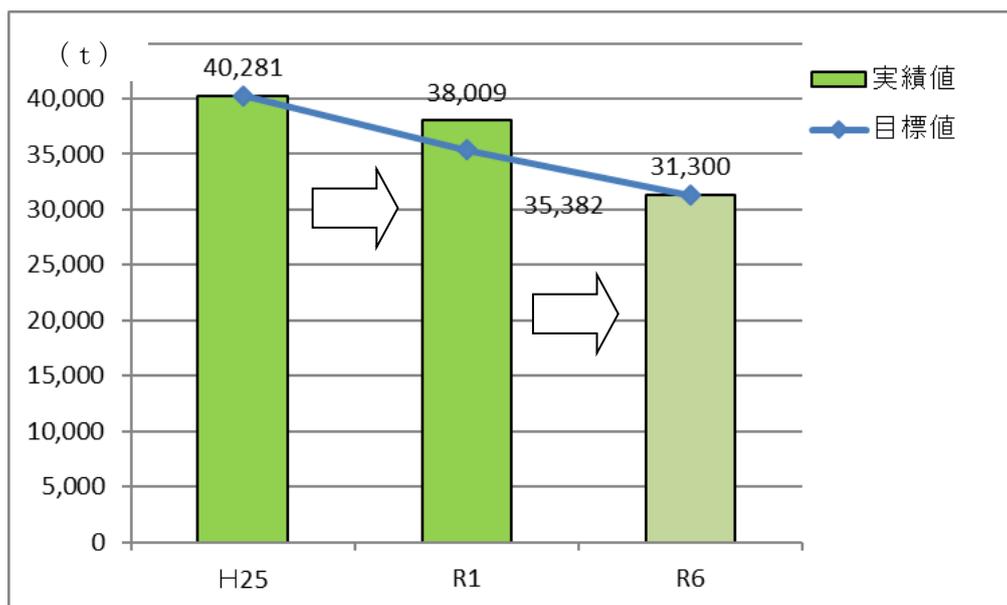
※令和 6 年度事業系ごみ排出量

H25 事業系ごみ排出量 (11,346 t) × 0.9



(4) 家庭系・事業系ごみ排出量

家庭系のごみと事業系のごみを合わせた排出量は、平成 25 年度における排出量 40,281 トンから 8,981 トン減量し、令和 6 年度における排出量を 31,300 トンとしています。令和元年度比で家庭系と事業系ともに減量施策を徹底し、合わせて 6,709 トンの減量を目指します。



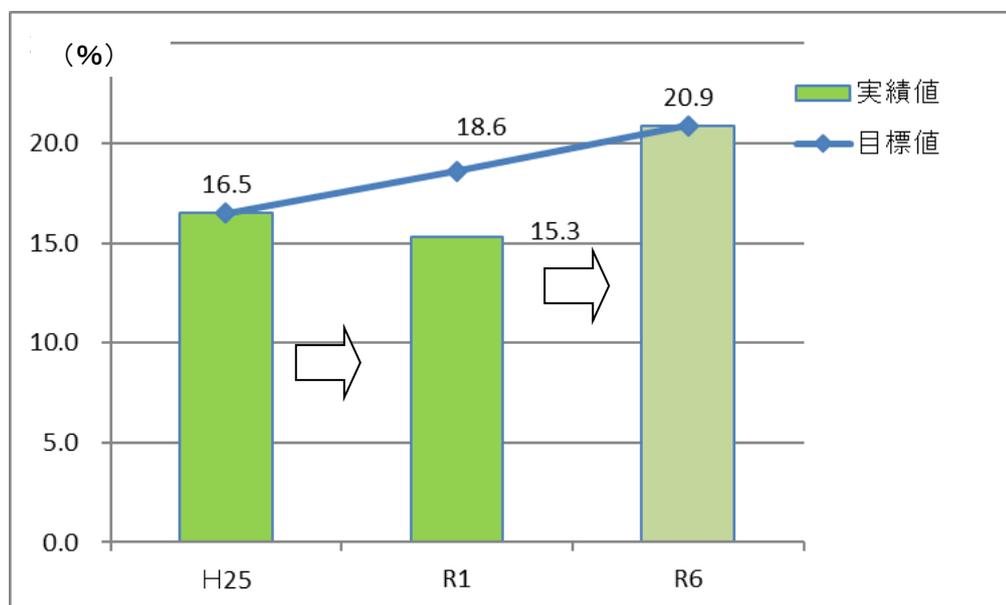
(5) リサイクル率

国、県のリサイクル率の目標は25パーセントですが、平成24年度の現況は国が20.4パーセント、県が21.7パーセントとなっています。

本市の平成25年度のリサイクル率は、国、県を下回り16.5パーセントです。

令和6年度におけるリサイクル率の目標は、国の現況並みの20パーセント台としています。

資源回収量の減少がリサイクル率低下につながるため、可燃ごみ・不燃ごみからの資源物への分別を徹底することにより、20.9パーセントの目標とします。



$$\text{リサイクル率} = \frac{\text{総資源化量 (資源回収量 + 処理施設回収量 + 溶融スラグ)}}{\text{ごみ総排出量 (家庭系・事業系ごみ + 資源回収量)}}$$

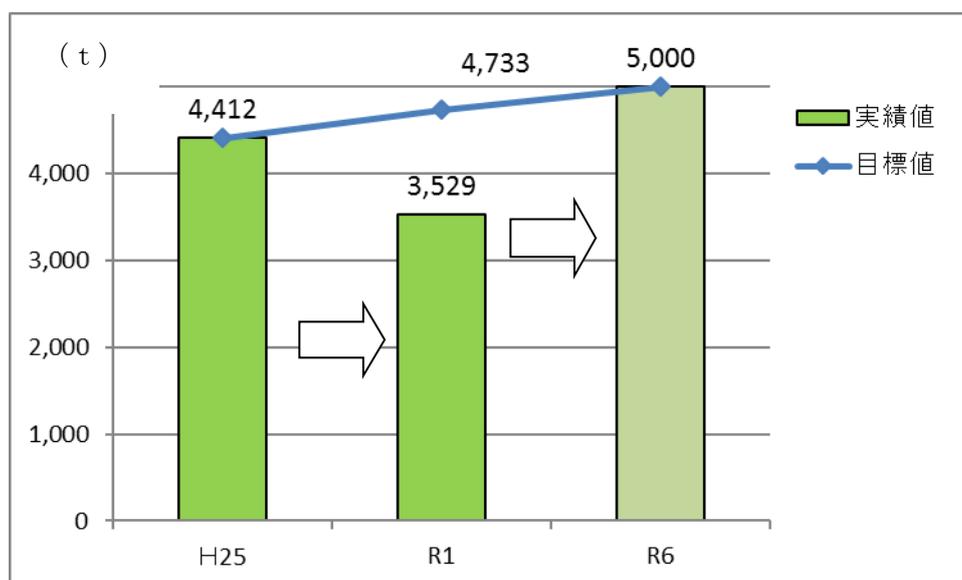
$$\text{R6 リサイクル率} = \frac{5,000 + 1,646 \text{ t} + 937 \text{ t}}{31,300 \text{ t} + 5,000 \text{ t}} = 20.9\%$$

- ※資源回収 : 集団資源回収・資源ステーション回収、紙類資源・白色トレイ・紙パック回収等により集められた資源ごみで令和6年度の目標回収量を5,000 tとします。
- ※処理施設回収 : ごみ処理施設・リサイクルセンターからの資源回収 (ビン・缶・ペットボトル・金属類)。
- ※溶融スラグ : 焼却炉から排出される灰を高温で溶融したものを冷却して固化したもので、建設・土木資材として利用されます。

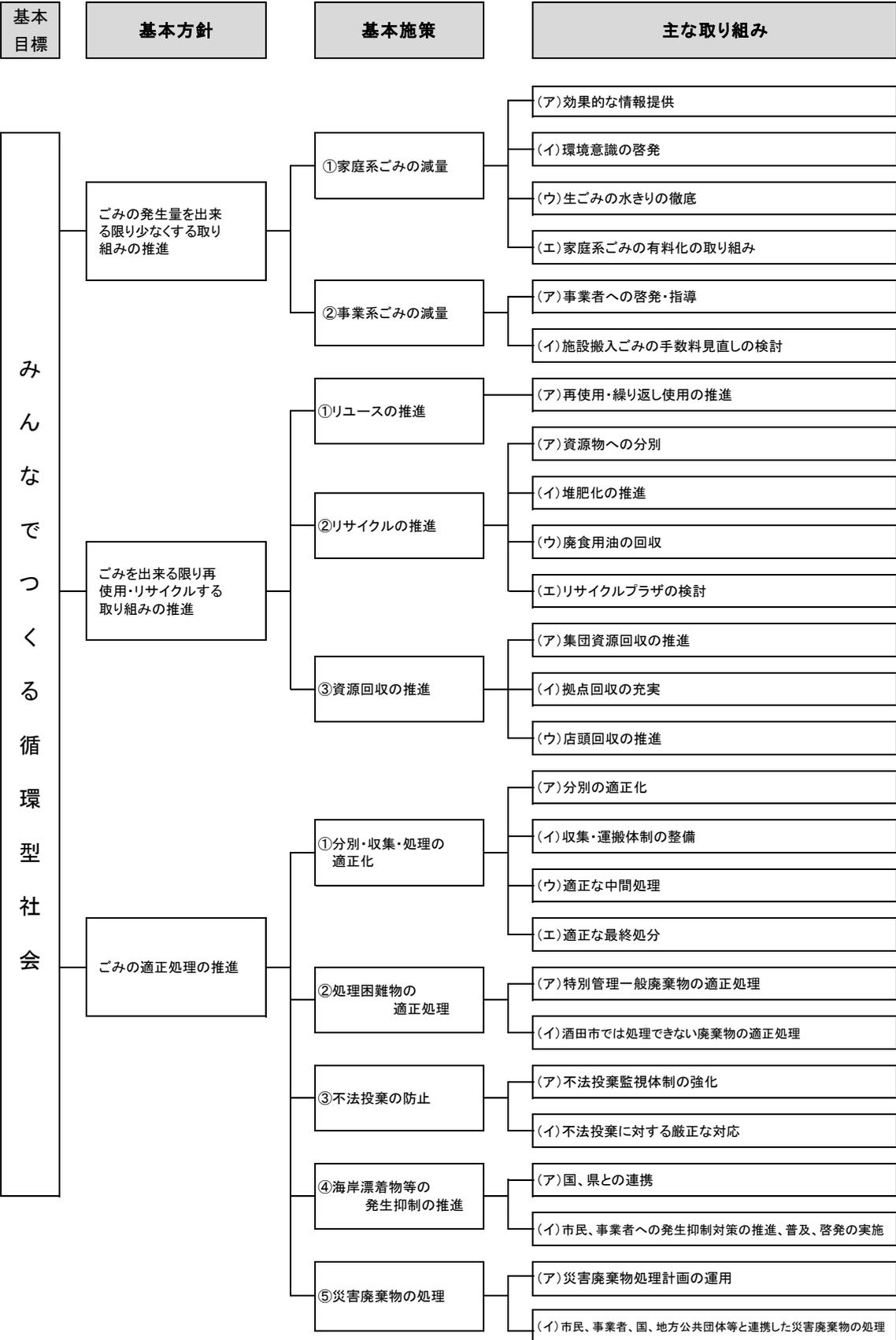
(6) 資源回収による回収量

資源回収運動（集団資源回収、資源ステーション回収、紙類資源・白色トレイ・紙パック回収）による回収量は、ごみの減量とリサイクル率の向上を図るため、平成 25 年度の回収量 4,412 トンから 588 トン増量し、令和 6 年度における回収量を 5,000 トンとする目標としています。

資源回収量を増やすため、可燃ごみからの紙類分別や雑紙回収の活動を中心にこのままの目標とします。



3.5 施策の体系



コラム

SDGs（エスディーズ）とは

SDGsとは持続可能な開発目標のことで、平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて、持続可能な開発のための2030アジェンダとして採択されたもので、誰一人取り残さないとの誓いのもと、貧困や格差をなくし、気候変動が緩和された持続可能な世界の実現に向けて、2030年を期限とする17のゴール（意欲目標）、169のターゲット（達成目標）と232のインディケータ（指標）の3層構造で構成されています。

廃棄物分野においても各施策と国際的な目標が関連しています。



基本方針	酒田市ごみ処理基本計画の基本施策	SDGsのゴール
(1)	①家庭系ごみの減量	4 質の高い教育をみんなに、11 持続可能な都市づくりを、12 持続可能な消費と生産
	②事業系ごみの減量	4 質の高い教育をみんなに、11 持続可能な都市づくりを、12 持続可能な消費と生産
(2)	①リユースの推進	4 質の高い教育をみんなに、11 持続可能な都市づくりを、12 持続可能な消費と生産
	②リサイクルの推進	4 質の高い教育をみんなに、11 持続可能な都市づくりを、12 持続可能な消費と生産
	③資源回収の推進	4 質の高い教育をみんなに、11 持続可能な都市づくりを、12 持続可能な消費と生産
(3)	①分別・収集・処理の適正化	4 質の高い教育をみんなに、11 持続可能な都市づくりを、12 持続可能な消費と生産、13 気候変動に具体的な対策を
	②処理困難物の適正処理	4 質の高い教育をみんなに、11 持続可能な都市づくりを、12 持続可能な消費と生産、13 気候変動に具体的な対策を
	③不法投棄の防止	4 質の高い教育をみんなに、11 持続可能な都市づくりを、12 持続可能な消費と生産、13 気候変動に具体的な対策を
	④海岸漂着物等の発生抑制の推進	14 海の豊かさを守ろう、15 陸の豊かさを守ろう、17 パートナシップで目標を達成しよう
	⑤災害廃棄物の処理	14 海の豊かさを守ろう、15 陸の豊かさを守ろう、17 パートナシップで目標を達成しよう

3. 6 基本施策

(1) ごみの発生量を出来る限り少なくする取り組みの推進

① 家庭系ごみの減量

(ア) 効果的な情報提供

- ごみ出しカレンダー、ごみ分別事典、ごみ出し情報、広報紙、ホームページの活用などで、さらに分別の徹底とリサイクルに向けた情報を提供します。
- 出前講座、ごみの分別・出し方等の研修会で、ごみの減量に関する情報を提供します。
- 事業所、アパート住民向けのごみ出し情報等を発行します。
- 外国人労働者等のごみ出しに対しては、個別の研修・指導をおこないます。



(イ) 環境意識の啓発

- 買い物をするときは、なるべくリサイクル製品、簡易包装、詰め替え可能な商品等、環境に配慮した製品を購入し、食材の買い過ぎをせず、食べきることで「食品ロス」を削減し、生ごみを少なくする調理方法を実践するといった、ごみの抑制を啓発します。
- 全国の小売店でのレジ袋有料化の実施（令和2年7月から）により、マイバッグに対する市民の認知の高まることに合わせ、マイバッグの持参を一層啓発します。
- 施設見学等を実施し、環境意識を高め、ごみの抑制を啓発します。



- 「まちをきれいにする週間」「きれいな川で住みよいふるさと運動」を実施し、ごみの散乱防止に努めます。
- 廃棄物減量等推進員と連携した取り組みを行い、地域におけるごみの減量に努めます。



(ウ) 生ごみの水きりの徹底

- 生ごみは多くの水分を含んでおり、焼却処分をするときに多くのエネルギーを必要とします。
生ごみの水きりの徹底に取り組む働きかけをし、ごみの減量と省エネルギーを進めます。



(エ) 家庭系ごみの有料化の取り組み

家庭系ごみの有料化については、全国的に約6割の自治体で有料化に取り組んでおり、県内では庄内地区を除いた全市町村が取り組んでいます。

本市でもこれまで廃棄物減量等推進会議等で有料化についての検討を続けてきましたが、これまでの施策の取り組みの中でごみの減量化が進んできています。

家庭系ごみの有料化については、他の減量化施策を推進することを優先し、引き続き検討します。

② 事業系ごみの減量

(ア) 事業者への啓発・指導

- 事業系ごみの減量については、各種リサイクル法に基づく排出者責任の周知徹底を図り、ごみの排出抑制と資源化を促進します。
- 事業系ごみの構成や組成に関する調査を行うとともに、事業者に対して、一般廃棄物と産業廃棄物の適正な区分と適正な処理の啓発と指導に努めます。
- 生産、流通事業者に対し、資材の再利用、簡易包装の一層の促進を働きかけます。
- 食品ロス削減の促進として、飲食店への啓発や福祉団体等が取り組んでいるフードバンクの周知、協力を働きかけます。
※フードバンク：食品企業等の製造工程で発生する品質には問題のない規格外品などを引き取り福祉施設等へ無料で提供する活動やその団体のこと。
- 事業系ごみにおける紙類の資源化について、事業所と連携した取り組みを行います。

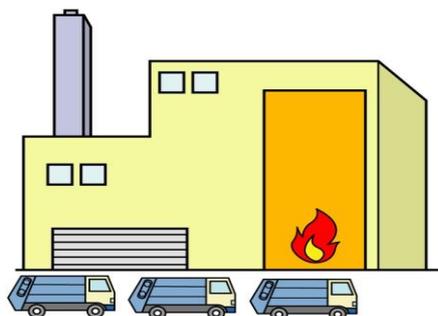


(イ) 施設搬入ごみの手数料

事業者が酒田地区広域行政組合ごみ処理施設へ搬入するごみについては、重量あたりの処理手数料が定められています。

料金の適正な受益者負担を図るため、令和元年10月から手数料の見直しを行いました。

今後は、5年ごとに見直し適正化に努めます。



(2) ごみを出来る限り再使用・リサイクルする取り組みの推進

①リユースの推進

(ア) 再使用・繰り返し使用の推進

- 使い捨てをやめ、繰り返し使えるマイ箸やマイボトルの持参を推進します。
- スポーツイベントやお祭り会場から出る使い捨て容器を減らす取り組みとして、リユース食器の使用を推進します。
- リユースを促進するため、フリーマーケットやバザー等の、不要品交換に関する情報提供を行います。



②リサイクルの推進

(ア) 資源物への分別

- 可燃ごみの半分近くを占める紙類の中には、まだ資源としてリサイクルできるものが多く混入していることから、さらに分別の徹底に向けた啓発に努めます。
- 可燃ごみとして扱っている布類の中には、古着として再使用できるものもあることから、布類資源としての分別収集を推進します。
- プラスチック容器包装材のリサイクルについて推進します。
- 使用済み小型電子機器等のリサイクルについて推進します。
- 空き瓶の回収について、できるだけ破損の少ない回収方法を検討します。
- 紙おむつのリサイクルについて調査・検討を行います。
- リサイクル製品の利用推進に向け、エコマーク等の環境保全型商品、再製品の利用拡大を推進します。



(イ) 堆肥化の推進

- 生ごみの家庭での堆肥化を促進するため、生ごみ処理機の利用拡大に努めます。
- 生ごみの堆肥化や減量化に有効なシステムについて、先進事例等の調査、検討を進めます。
- 燃えるごみとして収集している剪定枝等について、再資源化できないか、調査・検討を行います。



(ウ) 廃食用油の回収

廃食用油を回収して飼料としてリサイクルし、ごみの減量化と資源の有効活用に努めます。

(エ) リサイクルプラザの検討

粗大ごみのうち、修理して使える家具や自転車等を展示・販売する施設（リサイクルプラザ）の設置を検討します。

③資源回収の推進

(ア) 集団資源回収の推進

- 地域における自主的な資源化を推進するため、集団資源回収に取り組む団体の増加を目指し、さらにPRに努めます。
- 紙類資源の回収は新聞・雑誌・ダンボールが回収の主となっていますが、雑紙の回収にもさらに重点を置いていきます。
- 集団資源回収取り組み団体へ、各種情報の提供を行っていきます。



(イ) 拠点回収の充実

- ごみステーションでの紙類資源の回収日の増加を検討します。
- 資源ステーションを市内にバランスよく配置するため、増設を検討します。
- 事業者の資源ステーション利用について検討します。
- 資源ごみの持ち去りを防止するための方策を検討します。

(ウ) 店頭回収の推進

事業者への働きかけを行い、白色トレイ等の店頭回収を周知、促進することで、資源物のリサイクルをさらに推進します。また、回収を行う店舗の増加や回収品目の拡大などについて事業者の協力を求めます。



(3) ごみの適正処理の推進

①分別・収集・処理の適正化

(ア) 分別の適正化

- 広報、ごみ出し情報等による、ごみ分別の周知を図ります。
- 出前講座、ごみ研修会等で分別に関する情報を提供します。
- 自治会や廃棄物減量等推進員など、地域との協働により適正な分別と排出を指導します。
- 蛍光管や乾電池などの水銀使用廃製品の適正な分別回収の定着を図ります。
- 新型コロナウイルス感染症等の感染防止に配慮した排出方法の周知を行います。

(イ) 収集・運搬体制の充実

- 排出状況に応じた、効率的な収集・運搬を推進します。
- 高齢化社会が加速する中、ごみの排出困難者が増加することから、高齢者にやさしい収集方法を検討します。
- 自治会等との連携を進め、安全かつ清潔なごみステーションの環境づくりに努めます。
- 市民の環境意識の向上を図るため、ボランティア清掃活動を支援し、集積されたごみの回収を行います。
- 新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策収集運搬体制の業務の継続が出来るように指導します。



(ウ) 適正な中間処理

中間処理段階において、適正な処理及び資源物の選別を行い、最終処分量の減量化に努めます。

(エ) 適正な最終処分

最終的に埋立処分する必要があるものは、適正に処理及び管理します。

②処理困難物等の適正処理

(ア) 特別管理一般廃棄物の適正処理

一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある性状を有するものとして、政令で定める特別管理一般廃棄物の取り扱いは、廃棄物処理法の規定により処理します。

(イ) 酒田市では処理できない廃棄物の適正処理

自動車のタイヤ、バッテリー、廃油、消火器、農薬等の廃棄物は市では処理することができません。

これらは、製造者や販売業者に処理を依頼することが原則であるため、今後も周知の徹底と指導に努めます。

③不法投棄の防止

(ア) 不法投棄監視体制の強化

不法投棄監視員との連携により、パトロールを行い、重点地域には監視カメラ等を設置し、監視体制の強化に努めます。

不法投棄パトロール強化月間を定め、庄内地区不法投棄防止対策協議会と連携した、全地域の巡回パトロールを実施します。

(イ) 不法投棄に対する厳正な対応

捨て得は許さないこと、不法投棄は犯罪であることを浸透させるために、悪質な不法投棄に対しては、警察等と連携を密にしながら、厳しく対応します。



④海岸漂着物等の発生抑制の推進

(ア) 国、県等との連携

海岸漂着物等は、自然災害による漂着など国内外の様々な要因によるほか、陸域での不法投棄・ポイ捨てによる河川からの流出、飛散も多く含まれることから国、県等の対策事業や施策と連携しながら、発生抑制に努めます。

(イ) 市民・事業者への発生抑制対策の推進、普及、啓発の実施

プラスチックごみ削減運動の展開や海岸漂着物問題に係る普及、啓発や河川や海岸での清掃活動の推進に努めます。

農業者や漁業者に対するプラスチック廃棄物の適正処理について農林水産部門と連携して啓発に努めます。

⑤災害廃棄物の処理

(ア) 災害廃棄物処理計画の運用

大規模災害時に発生する廃棄物を迅速かつ適正に処理できるよう、酒田市災害廃棄物処理計画による適切な運用を図ります。

(イ) 市民、事業者、国、地方公共団体等と連携した災害廃棄物の処理

発災時における通常の一般廃棄物の処理の継続性の確保も含め、市民、事業者、国、地方公共団体やボランティア等との連携を図りながら、災害廃棄物の処理を行います。

3. 7 市民・事業者・行政の役割分担

(1) 市民の役割

市民は、循環型社会を実現するための一番の主役です。市民一人ひとりが循環型社会の構築に向けた高い意識をもち、自らのライフスタイルを見直すことにより、環境に配慮した取り組みが促進されます。

また、行政及び事業者との協働のもと、地域活動を積極的に展開することにより、環境への負荷の少ない循環型社会システムを構築する大きな力となります。

行動目標

- 市民一人ひとりが循環型社会の実現に関心をもち、環境への負荷の少ない生活様式への転換を図ります。
- 市民は、行政及び事業者と協働した取り組みを行い、循環型社会の構築に向けた積極的な活動を行います。

具体的行動

- ・ものを長持ちさせ、修理・修繕して使用するよう心がけます。
- ・環境配慮型商品を選ぶようにします。
- ・マイバッグを持参し、レジ袋、過剰包装は断ります。
- ・食材の買いすぎを控え、食べきることで「食品ロス」削減を心がけます。
- ・生ごみの水きりを徹底します
- ・行政や地域が開催する研修会等に積極的に参加します。
- ・地域の清掃等へは積極的に参加します。
- ・地域の衛生協力員やごみ減量推進員へ協力します。
- ・地域が行う集団資源回収に協力しリサイクルを進めます。
- ・紙パックや食品トレイなどの店頭回収に協力します。
- ・コンポストを利用するなど、生ごみの堆肥化を進めます。
- ・フリーマーケット、リサイクルショップ等の活用を図ります。
- ・家電リサイクルなど各種リサイクル法に基づく排出をします。
- ・ごみは決められた方法に従って分別し、減量を図ります。
- ・不法投棄はしない、させない、許さない地域づくりに協力します。
- ・海岸漂着物発生抑制のため、河川清掃、海岸清掃活動等に協力します。
- ・新型コロナウイルス感染症等の感染防止に配慮した排出に努めます。
- ・災害廃棄物の適正処理に協力します。

(2) 事業者の役割

事業者は、製品の製造や販売を通して、物質循環全体に対して大きな影響力を持つことから、排出者責任や拡大生産者責任のもと、とりわけ、法令の遵守が求められています。

さらに、環境に対する取組み等を市民へ積極的にアピールし、周知することも必要とされています。

行動目標

- 排出者責任や拡大生産者責任の原則に基づいた、環境に配慮した事業活動を行います。
- 循環型社会を支える基盤となる、循環型産業に積極的に取り組みます。

具体的行動

- ・ごみ減量キャンペーンなどを展開します。
- ・環境配慮商品コーナーなどを設置し、わかりやすく展示します。
- ・ごみの減量・資源化等の研修会等へ参加します。
- ・地域の清掃等へは積極的に協力します。
- ・使い捨て製品の製造販売や過剰包装を自粛します。
- ・レジ袋の削減等（有料化）の環境負荷の低減に努めます。
- ・廃棄物の発生量の少ない生産工程に努めます。
- ・30・10運動等の啓発活動との連携などによる「食品ロス」削減に努めます。
- ・廃棄物の処理と循環利用に関する自主計画の策定に努めます。
- ・事業所から出るごみの適正な分別と排出、資源化に努めます。
- ・食品トレイ等の店頭回収を推進します。
- ・廃棄物のリサイクル及びリサイクル製品の使用に努めます。
- ・各種リサイクル法をはじめとする法令を遵守します。
- ・廃棄物の搬出には適正な収集運搬業者を利用します。
- ・不法投棄の防止に協力します。
- ・海岸漂着物発生抑制のため、河川清掃、海岸清掃活動等に協力します。
- ・新型コロナウイルス感染症等の感染防止に配慮した排出に努めます。
- ・災害廃棄物の適正処理に協力します。

(3) 行政の役割

市は、一般廃棄物の適正処理について廃棄物処理法に基づく責任を担っています。また、市民及び事業者にとって最も身近な行政主体であり、一般廃棄物の排出抑制（Reduce）、再使用（Reuse）及びリサイクル（Recycle）の3Rと呼ばれる政策を推進する役目も担っています。

引き続き、地域特性を踏まえた適正な3Rの推進に努め、環境への負荷が少ない方法で適正処理を行います。

行動目標

- 循環型社会の構築を広く市民、事業者にも周知し、積極的に実現に向けた取組みを行います。
- 市民、事業者の取組みを積極的に支援します。

具体的行動

- ・ 3Rの取組みについて、情報の提供と啓発を推進します。
- ・ SDGsの視点を含め、環境意識を高める情報提供を行います。
- ・ 協働を担う人材育成のため、各種研修会を開催します。
- ・ ごみの散乱防止とまちの美化活動を推進します。
- ・ 各種リサイクル法の啓発を行います。
- ・ 生ごみの堆肥化を支援します。
- ・ 資源ステーションの拡充に取り組みます。
- ・ 事業系一般廃棄物から資源物の回収を検討します。
- ・ 30・10運動などの食品ロス対策についての周知を行います。
- ・ リサイクル製品の積極的な利用を呼びかけます。
- ・ プラスチック容器包装材、紙おむつのリサイクルについて検討します。
- ・ 使用済み小型家電回収の定着を図ります。
- ・ 資源物の集団回収や拠点回収の推進に努めます。
- ・ 白色トレイ等の店頭回収について市民への啓発を行います。
- ・ 資源となるごみの分別回収を推進します。
- ・ 不法投棄防止の広報活動を行い、啓発に努めます。
- ・ 海岸漂着物の発生抑制ため、国、県等の対策事業と連携し、活動の普及、啓発の推進に努めます。
- ・ 新型コロナウイルス感染症等の感染防止に配慮した排出についての周知や収集処理業務にあたっての対策実施に努めます。

第4章 計画の推進

4.1 計画の進行管理

(1) 計画の進行管理

各取り組みの進捗状況及び計画目標に対する達成状況について、毎年度廃棄物減量等推進審議会にて把握、確認することにより、適切な進行管理を行い、市民及び事業者と市の協働による計画の着実な推進を図ります。

【PDCAサイクル】



(2) 進捗状況の公表

計画に基づく施策の進捗状況、目標値に対する達成状況などについては、毎年発行される「環境・廃棄物概要」や「ごみ出し情報」等で公表します。

(3) 計画の見直し

この計画は令和6年度を目標年度とし、この度中間見直しを行いました。

目標達成を目指しながら、各施策や目標を次期計画策定に引き継いでいきます。

社会経済状況の変化や新たな環境問題の発生、国・県における制度の大幅な変更及び、新型コロナウイルス等感染予防による生活様式変化の影響を含めた計画の進捗状況などに応じ、計画自体の大幅な改訂の必要性が生じた場合には、随時見直しすることとします。

(4) 国、県及び周辺市町等との連携

この計画の推進のためには、市民及び事業者と市の協働に加え、本市だけでは処理しきれない問題について、国、県及び周辺市町等と連携していくこととします。



第5章 策定の経緯

5.1 策定の経緯

★現行計画

- 平成26年 4月28日 第1回ごみ処理基本計画作業部会
- 平成26年 5月20日 第2回ごみ処理基本計画作業部会
- 平成26年 5月27日 第1回酒田市廃棄物減量等推進審議会
- 平成26年 6月 2日 第3回ごみ処理基本計画作業部会
- 平成26年 7月18日 第4回ごみ処理基本計画作業部会
- 平成26年 8月12日 第5回ごみ処理基本計画作業部会
- 平成26年 8月27日 第2回酒田市廃棄物減量等推進審議会
- 平成26年 9月18日 第6回ごみ処理基本計画作業部会
- 平成26年11月 7日 第7回ごみ処理基本計画作業部会
- 平成26年11月20日 第3回酒田市廃棄物減量等推進審議会
- 平成26年12月 9日 第8回ごみ処理基本計画作業部会
- 平成27年 1月 9日 第9回ごみ処理基本計画作業部会
- 平成27年 2月17日 第4回酒田市廃棄物減量等推進審議会（諮問）
- 平成27年 3月16日 酒田市廃棄物減量等推進審議会会長 答申（一部改訂）
- 令和 2年 1月22日 第1回酒田市廃棄物減量等推進審議会（諮問）
- 令和 2年 3月30日 酒田市廃棄物減量等推進審議会会長 答申（一部改訂）

★中間見直し

- 令和 2年10月22日 第2回酒田市廃棄物減量等推進審議会（諮問）
- 令和 2年11月20日 第3回酒田市廃棄物減量等推進審議会
- 令和 3年 2月 4日 第4回酒田市廃棄物減量等推進審議会
- 令和 3年 2月 4日 酒田市廃棄物減量等推進審議会会長 答申

5. 2 酒田市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

平成 27 年 3 月現在

区 分	所 属	役 名	氏 名
第 1 号委員	山形県庄内総合支庁 保健福祉環境部環境課	課長	相澤栄司
	酒田市小学校長会	広野小学校校長	上松由美子
	学校法人東北公益文科大学	准教授	古山 隆
第 2 号委員	酒田商工会議所	女性会副会長	西村紀美子
	公益社団法人酒田青年会議所	理事長	櫛引柳一
	一般社団法人酒田観光物産協会	事務局長	後藤登喜男
	酒田市衛生組織連合会	会長	◎砂山 弘
	酒田市自治会連合会	環境衛生部長	○岡部 衛
	酒田資源リサイクル協議会	代表	新田正志
	酒田市消費者団体連絡協議会	会長	後藤キク
	酒田農村生活研究グループ協議会	副会長	渋谷 好
	酒田市商店街連合会	会長	五十嵐 亮
	一般社団法人 山形県廃棄物協会庄内支部	事務局長	青山 武
	(株)ト一屋	総務部	佐藤善友
第 3 号委員	日向コミュニティ振興会	会長	石川憲雄
	酒田市衛生組織連合会松山支部	支部長	今井武雄
	酒田市衛生組織連合会平田支部	支部長	阿藤幸一
	リサイクル友の会	代表	原田洋子
	新堀コミュニティ振興会女性会	代表	渋谷壽子

1号委員：学識経験者

◎会 長

2号委員：市民組織及び関係機関の代表者

○副会長

3号委員：市長が必要と認めるもの

令和2年3月現在

区 分	所 属	役 名	氏 名
第1号委員	山形県庄内総合支庁 保健福祉環境部環境課	課長	前田 学
	酒田市小学校長会	広野小学校校長	阿彦 淳
	学校法人東北公益文科大学	教授	古山 隆
第2号委員	酒田商工会議所	女性会監事	岡部光子
	酒田青年会議所	意識改革委員会運営幹事	伊勢 優
	酒田観光物産協会	専務理事	荒生 満
	酒田市自治会連合会	環境衛生部長	◎佐藤重好
	酒田市衛生組織連合会	会長	○佐藤信行
	酒田資源リサイクル協議会	代表	田中美喜雄
	酒田市消費者団体連絡協議会	会長	佐藤道子
	酒田農村生活研究グループ協議会	会長	渋谷 好
	酒田市商店街連合会	会長	脇屋直紀
	山形県産業資源循環協会庄内支部	副支部長	渡部元博
	大規模小売店舗 (株)ト一屋	総務担当	佐藤善友
第3号委員	酒田市衛生組織連合会八幡支部	支部長	小松幸雄
	酒田市衛生組織連合会松山支部	支部長	齋藤正雄
	酒田市衛生組織連合会平田支部	支部長	新楯菊雄
	リサイクル友の会	代表	原田洋子
	新堀コミュニティ振興会女性会	代表	佐藤淑子

1号委員：学識経験者

◎会 長

2号委員：市民組織及び関係機関の代表者

○副会長

3号委員：市長が必要と認めるもの

令和3年2月現在

区 分	所 属	役 名	氏 名
第1号委員	山形県庄内総合支庁 保健福祉環境部環境課	課長	笹淵 健市
	酒田市小学校長会	広野小学校校長	齋藤 太
	学校法人東北公益文科大学	教授	古山 隆
第2号委員	酒田商工会議所	女性会副会長	渡部 葉子
	酒田青年会議所	SDGs推進委員会委員	伊勢 優
	酒田観光物産協会	専務理事	荒生 満
	酒田市自治会連合会	環境衛生部長	◎佐藤 重好
	酒田資源リサイクル協議会	代表	田中 美喜雄
	酒田市消費者団体連絡協議会	会長	佐藤 道子
	酒田農村生活研究グループ協議会	副会長	高橋 京子
	酒田市商店街連合会	会長	菅野 弘幸
	山形県産業資源循環協会庄内支部	支部長	渡部 元博
	大規模小売店舗(株) トー屋	総務担当	○佐藤 善友
第3号委員	酒田市八幡衛生組織連合会	会長	小松 幸雄
	酒田市松山衛生組織連合会	会長	齋藤 正雄
	平田地区衛生組織連合会	会長	新楯 菊雄
	リサイクル友の会	代表	原田 洋子
	新堀コミュニティ振興会女性会	代表	佐藤 淑子

1号委員：学識経験者

◎会 長

2号委員：市民組織及び関係機関の代表者

○副会長

3号委員：市長が必要と認めるもの

編集・発行 酒田市市民部環境衛生課

〒998-0104 酒田市広栄町三丁目 133 番地

TEL. 0234-31-0933 FAX. 0234-31-0932

E-mail kankyo@cyty.sakata.lg.jp